

第1次埼玉西部消防組合 総合計画後期基本計画

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

守れ 我がまち 地域に確かな安心を！

埼玉西部消防組合

目 次

ページ

1 はじめに	
(1) 埼玉西部消防組合の概要	1
(2) 総合計画策定の趣旨	2
(3) 総合計画の構成	3
(4) 総合計画の期間	4
(5) 総合計画の進行管理	5
2 現況と課題	
(1) 消防組合の現況	7
(2) 消防組合の課題	14
3 将来目標と取組方針	
(1) 10年後の目標	15
(2) 目標達成に向けた取組方針	15
4 施策の体系	
(1) 施策体系の見方	16
(2) 施策の体系図	17
5 分野別基本方針と施策	
分野別基本方針と施策の見方	18
第1章 自律的消防行政の推進	19
第1節 組織力の充実	19
第2節 健全な財政運営の推進	22
第2章 消防施設の整備	23
第1節 消防署所の整備	23
第2節 消防通信施設の整備	27
第3章 消防力の強化	29
第1節 消防活動体制の強化	29
第2節 救急活動体制の強化	31
第3節 消防通信体制の強化	35
第4章 予防行政の推進	37
第1節 火災予防対策の推進	37
第5章 大規模災害対応力の強化	41
第1節 関係機関等との連携強化	41
用語の説明	43
後期基本計画策定体制	46

(1) 埼玉西部消防組合の概要

埼玉西部消防組合（以下「消防組合」という。）は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の5市で構成され、常備消防に関する事務や火薬類取締法等に基づく事務を共同処理するために、平成25（2013）年4月1日に設立された一部事務組合^{※1}です。

消防組合管轄（以下「管内」という。）の人口は、およそ78万人、面積は406.32km²で、東京都心より30kmから50km圏内に位置しており、外秩父（そとちちぶ）山地から高麗・加治・狭山などの丘陵を経て、武蔵野台地へと続く豊かな自然に恵まれた地域です。

消防組合の体制は、1本部、5署14分署を配置し、消防用車両71台、職員865人で災害に対応しており、政令指定都市^{※2}並みの消防組織となります。

また、消防組織の規模が拡大したことで、災害発生時の初動体制が充実し、迅速で効果的な出動による住民サービスの向上が図られています。



(2) 総合計画策定の趣旨

消防組合では、消防広域化の効果を十分に発揮することができるよう消防広域化後の部隊運用、事務処理等を一元的に管理し、災害時における初動体制の強化を図るとともに、消防行政の円滑な運営に努めてきました。

一方、火災予防対策や人口の高齢化に伴う救急需要の増大をはじめ、大規模地震や集中豪雨などの自然災害、山林火災や山岳救助などの地域特有の災害など、複雑多様化・大規模化する様々な災害に備えることが重要な課題となっています。

また、地方財政の状況は、生産年齢人口^{※3}が減少し、市税収入の増加が容易に期待できなくなる一方で、超高齢社会^{※4}を迎え、医療や福祉などの社会保障関係費が増加しています。消防組合は、構成市からの負担金を主な財源として消防行政を運営していることから、重要度・緊急度の高い事業等に限られた財源や人材を重点的に配分し、効率的で効果的な行財政運営を進めることが求められています。

こうした消防行政を取り巻く状況に配慮しつつ、住民の生命、身体及び財産を様々な災害から守るため、中長期的な展望に立った第1次埼玉西部消防組合総合計画を策定するものです。

出初式の様子



(3) 総合計画の構成

消防は、国民の生命、身体及び財産を火災などの災害から守るとともに、これらの災害による被害を軽減することを主な任務としています。

こうした消防防災分野に特化した消防組合の総合計画は、基本計画と実施計画の2層構造としています。

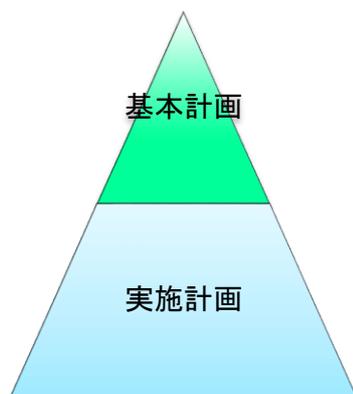
1層目の基本計画は、消防組合の現況と課題を踏まえ、将来目標とその目標を実現するための取組方針を示すとともに、将来目標と取組方針をより具体的なものとするため、分野ごとに施策の基本的な方向性を示す基本方針と施策、さらに施策を展開するための主なとりくみを示しています。

2層目の実施計画は、基本計画に掲げる主なとりくみを具現化するための事務事業について、実施の時期や実施に当たっての具体的な方策、事業費の見込額などを示しています。

このように、総合計画を簡素な構成とすることで、基本計画と実施計画の位置付けや役割を明確にし、分かりやすく実践的な計画としています。

※これまで、実施計画に掲げる「重点事務事業」については、組合行政運営上、特に優先的に取り組む事業の明確化を目的としてランク付けしていましたが、社会情勢に伴う消防需要等への変化に対応するため、ランク付けをせず重点事務事業の横断的調整を図りながら、基本計画に掲げる10年後の目標実現に向け、事業を推進していきます。

総合計画の2層構造



基本計画	▷ 現況と課題
	▷ 将来目標と取組方針
	▷ 分野別基本方針と施策・主なとりくみ
実施計画	▷ 施策の進捗把握
	▷ 施策ごとの主要事業
	▷ 事務事業の個別計画

(4) 総合計画の期間

① 基本計画（平成 27（2015）年度～令和 6（2024）年度）

消防力（人材・施設・装備・水利）の適正化による住民サービスの確保や行財政運営の効率化を図り、消防の広域化を意義あるものとしていくためには、消防署所の適正配置に伴う施設の統廃合や移転など、長期的な展望のもと将来を見据えた事業を計画的に進めていくことが必要です。

しかし、こうした事業の実施には、住民サービスの確保、構成市や議会の意向、地域特性や経費負担の問題などについて調査研究し、その結果を踏まえて長期的かつ総合的な視点に立った計画的な取り組みが求められます。

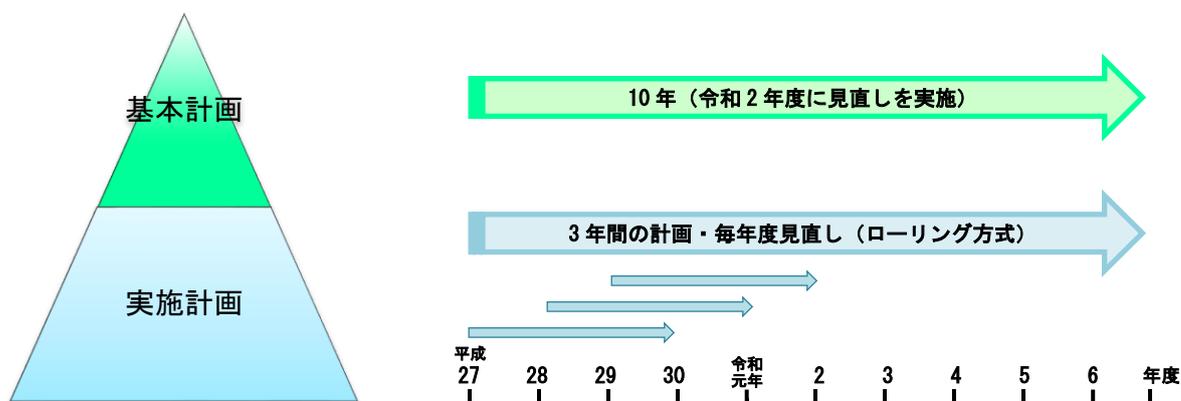
このような理由から基本計画の計画期間は、平成 27（2015）年度を初年度として令和 6（2024）年度までの 10 か年としました。

なお、初年度から 5 年を経過した時点で社会・経済情勢の変化や構成市の状況の変化、計画の進捗状況などを踏まえ見直しの要否について検討し、見直しの必要があると判断したときは基本計画の見直しを行うこととしています。

このことから、令和元年度に 2 回の検証会議を開催し、見直しの要否について検討した結果、組合設立後の事業実績を反映する必要があるとの理由により、「施策の基本的な方向性」、「現状」、「課題」、「主なとりくみ内容」、「目標値」等について、一部見直しを行うこととなりました。

② 実施計画（毎年度見直し）

実施計画の計画期間は、社会・経済情勢や消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、計画推進をより確かなものとするために 3 か年とし毎年度見直しを行います。



※ ローリング方式とは、計画と実際の取り組みとの整合を図るため、毎年度、事務事業の実施時期や実施に当たっての方策、事業費の見込額などを修正していく手法

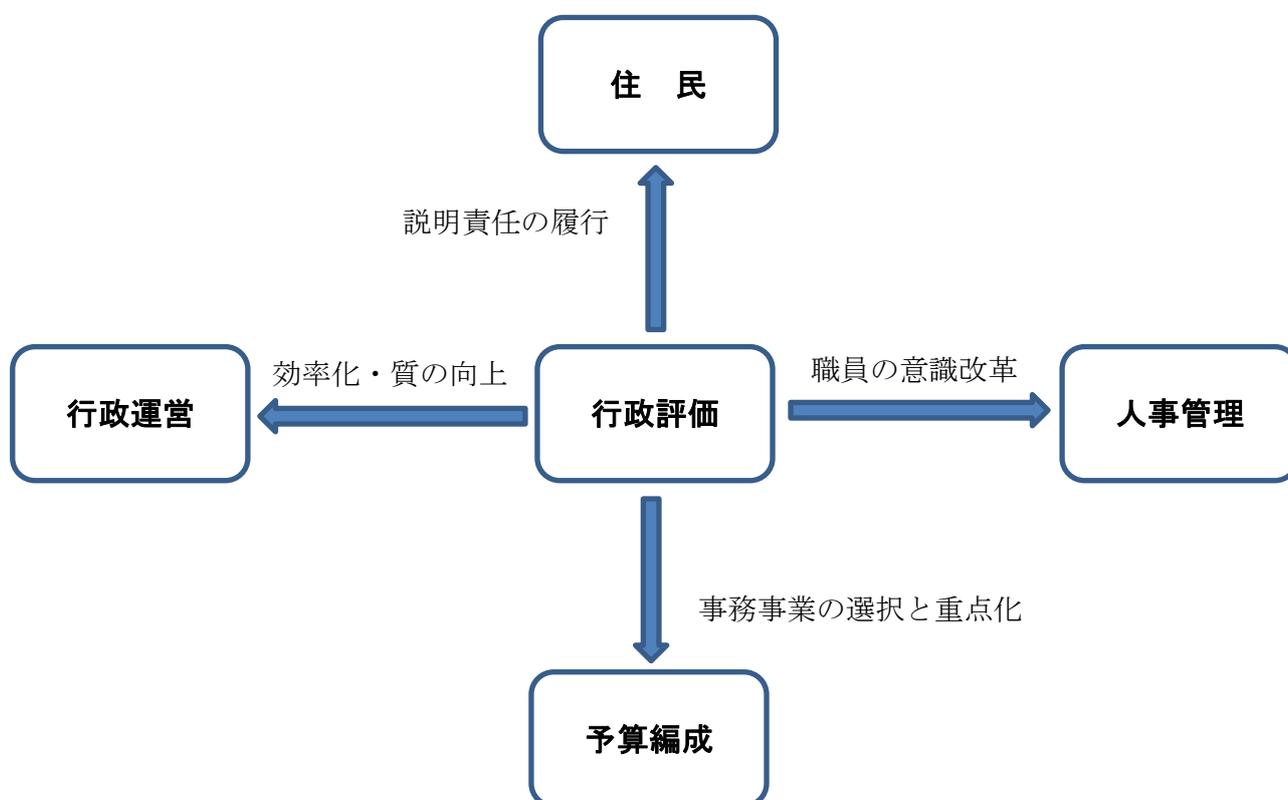
(5) 総合計画の進行管理

総合計画の着実な推進とその実効性を確保していくためには、総合計画に位置付けられた施策や事務事業の進行管理を適切に行い、その成果を消防組合の行政運営に反映していくことが必要です。

このため総合計画は、行政評価^{※5}システムを活用した PDCA サイクル（Plan：計画 ⇒ Do：実行 ⇒ Check：評価 ⇒ Action：改善）による進行管理を継続的に行うことにより、効率的かつ効果的な消防行政の推進と住民への説明責任を果たします。

① 行政評価システムを活用するメリット

- 成果を重視した評価による消防行政運営の効率化及び質の向上
- 事務事業の選択と重点化による経営資源（人材・予算・施設・装備）の最適配分
- 住民への説明責任と消防行政の透明性の確保
- 組織の自律的な活動と職員の意識改革



② 行政評価の構成

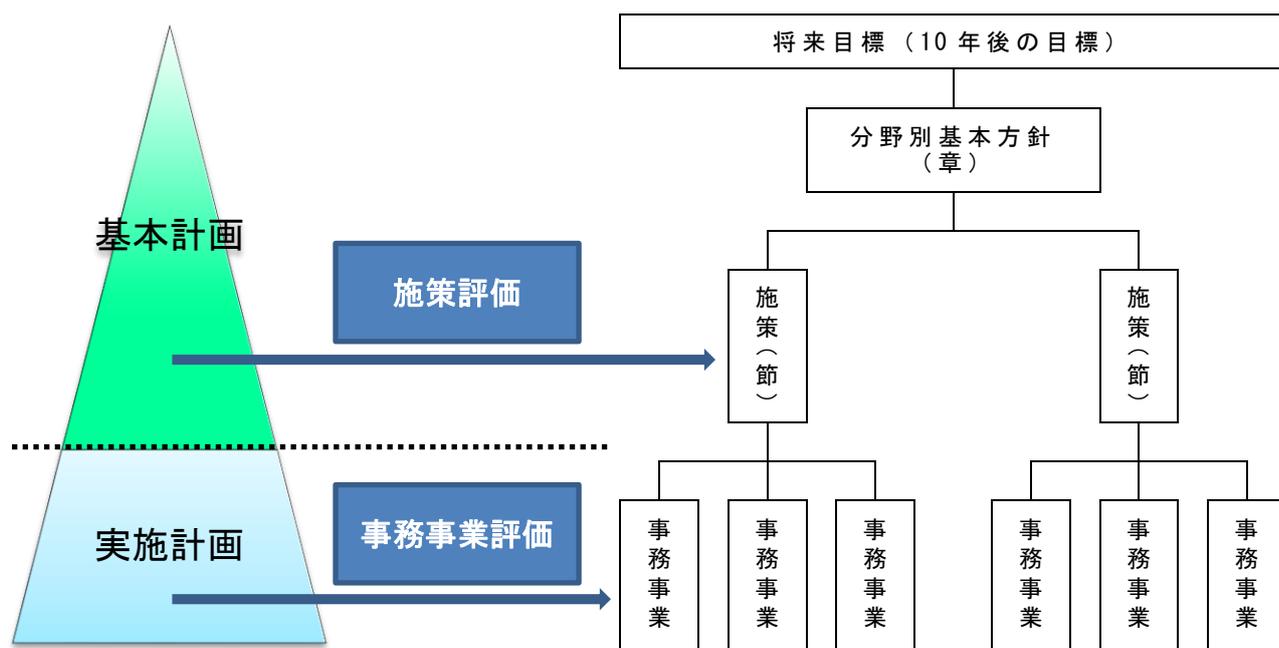
総合計画の構成は、基本計画と実施計画の2層構造としていることから、基本計画に掲げる「施策」と実施計画に掲げる「事務事業」の2つを行政評価の対象とし、毎年度評価を行います。

● 施策評価

各施策の進捗状況（成果の達成状況）を評価し、事務事業の評価と併せて次期基本計画に反映させます。

● 事務事業評価

各事務事業の実施状況（成果の達成状況）を評価し、次年度の事業計画と予算に反映させます。



(1) 消防組合の現況

① 管内人口及び面積

平成31年4月1日現在

構成市	人口	面積
所沢市	343,912 人	72.11 km ²
飯能市	79,650 人	193.05 km ²
狭山市	151,259 人	48.99 km ²
入間市	148,297 人	44.69 km ²
日高市	55,933 人	47.48 km ²
合計	779,051 人	406.32 km ²

出典：令和元年版 埼玉西部消防局消防年報

② 管内の将来人口推計

管内の将来人口について、埼玉県の市町村別将来人口推計ツール^{※6}を活用し推計しますと、平成27(2015)年に778,416人であった人口が、令和6(2024)年には737,484人(平成27年比40,932人減)まで減少する見通しです。

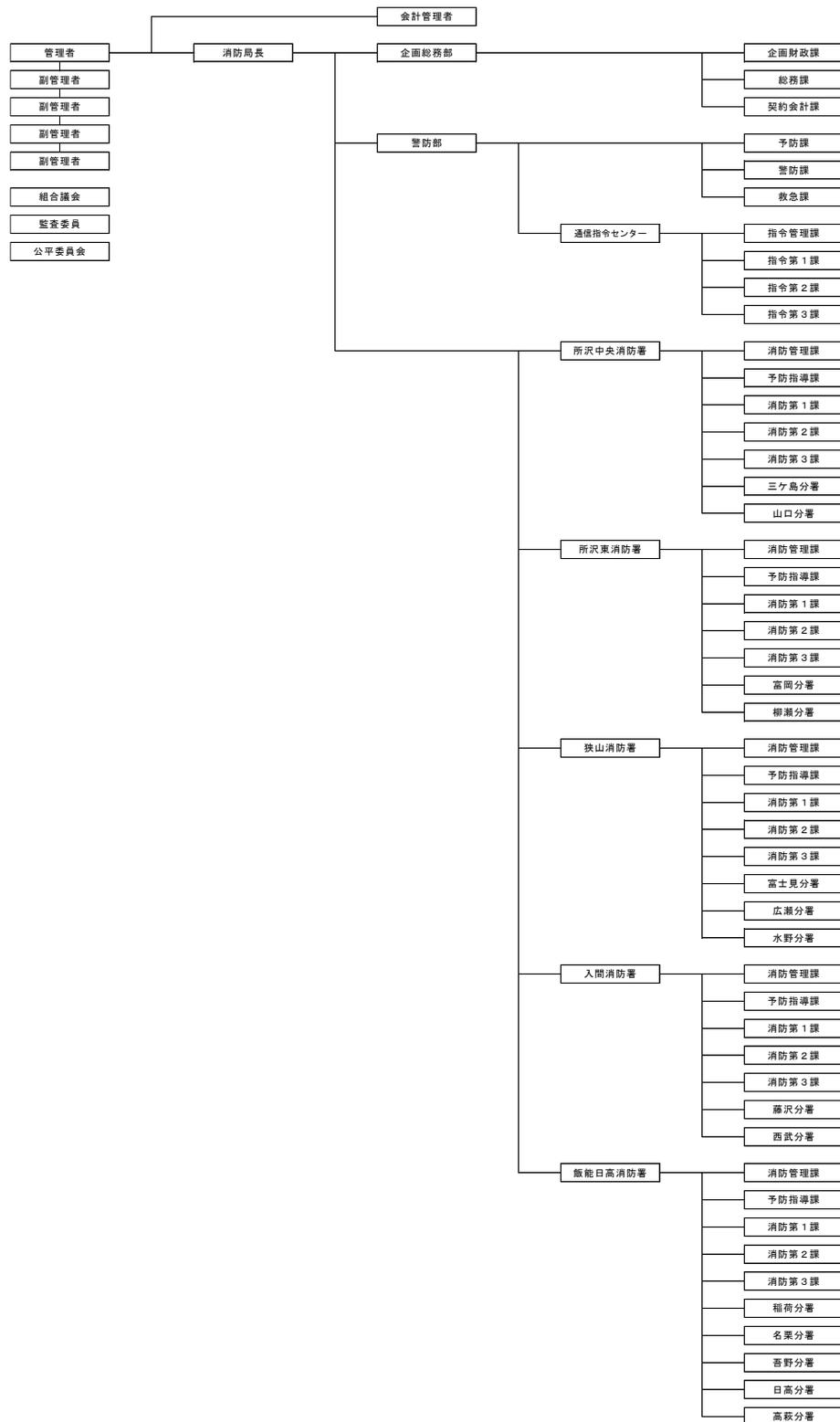
単位：人

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
340,386	339,387	338,388	337,388	336,389	335,390	333,517	331,644	329,772	327,899
80,715	80,051	79,387	78,724	78,060	77,396	76,586	75,777	74,967	74,158
152,405	151,362	150,319	149,276	148,233	147,190	145,775	144,359	142,944	141,528
148,390	147,735	147,081	146,426	145,772	145,117	144,081	143,046	142,010	140,975
56,520	56,192	55,864	55,536	55,208	54,880	54,391	53,902	53,413	52,924
778,416	774,727	771,039	767,350	763,662	759,973	754,350	748,728	743,106	737,484

③ 組織機構図

消防組合の管理者及び副管理者は、構成市の市長をもって充てられ、消防局は2部10課、消防署は5消防署25課14分署で組織されています。

平成31年4月1日現在



④ 消防庁舎の状況

管内には、消防局（所沢中央消防署を含む。）及び通信指令センターのほか、4 消防署及び 14 分署の消防庁舎が配置されています。

平成31年4月1日現在

名称	所在地	構造	竣工年月日	面積 (㎡)		
				敷地面積	延面積	
消防局	消防局	所沢市けやき台一丁目13番地の11	鉄筋コンクリート造3階建	S54. 3. 20	4,062.05	2,928.96
	通信指令センター	所沢市けやき台一丁目13番地の10	鉄骨造2階建	H19. 1. 1	551.00	520.40
所沢中央消防署	所沢中央消防署	所沢市けやき台一丁目13番地の11	消防局と同様			
	三ヶ島分署	所沢市北野三丁目23番地の2	鉄筋コンクリート造2階建	S63. 9. 30	6,347.03	905.66
	山口分署	所沢市大字山口182番地の2	鉄筋コンクリート造2階建	S60. 2. 28	669.77	687.80
所沢東消防署	所沢東消防署	所沢市大字上安松974番地の1	鉄筋コンクリート造2階建	H3. 3. 30	1,572.78	1,352.24
	富岡分署	所沢市大字神米金256番地の4	鉄筋コンクリート造2階建	H6. 11. 30	1,758.78	1,026.07
	柳瀬分署	所沢市東所沢四丁目12番地の2	鉄筋コンクリート造2階建	S56. 2. 28	1,229.33	675.27
狭山消防署	狭山消防署	狭山市大字上奥富1172番地	鉄筋コンクリート造4階建	H9. 12. 25	6,072.04	4,457.29
	富士見分署	狭山市中央四丁目15番10号	鉄筋コンクリート造2階建	S48. 8. 1	1,551.00	371.00
	広瀬分署	狭山市広瀬二丁目3番30号	鉄筋コンクリート造2階建	S54. 9. 11	1,498.61	518.52
	水野分署	狭山市大字水野15番地1	鉄筋コンクリート造2階建	S58. 3. 10	1,643.00	550.19
入間消防署	入間消防署	入間市大字小谷田581番地	鉄筋コンクリート造3階建	S57. 6. 30	3,969.56	2,079.14
	藤沢分署	入間市大字下藤沢858番地1	鉄筋コンクリート造2階建	S61. 3. 10	963.00	630.75
	西武分署	入間市大字野田2182番地	鉄筋コンクリート造2階建	S63. 3. 31	1,288.37	556.92
飯能日高消防署	飯能日高消防署	飯能市大字小久保291番地	鉄筋コンクリート造4階建	H8. 3. 6	24,287.08	5,610.52
	稲荷分署	飯能市稲荷町1番1号	鉄骨造2階建	H29. 3. 6	1,190.02	698.79
	名栗分署	飯能市大字下名栗846番地2	木造（一部鉄骨）2階建	H12. 1. 27	600.00	345.69
	吾野分署	飯能市大字坂石283番地1	鉄骨造2階建	H14. 2. 28	1,477.77	358.65
	日高分署	日高市大字猿田57番地	鉄筋コンクリート造2階建	S51. 10. 1	3,109.69	1,419.11
	高萩分署	日高市大字高萩1007番地1	鉄骨造平屋建	H14. 2. 28	1,700.14	367.30

⑤ 職員の配置状況

平成31(2019)年4月1日現在、条例定数877名に対し実員数(消防吏員数)は865名となっています。

平成31年4月1日現在 (単位:人)

所 属	員 数	職 員 数 (消防吏員数)
所 総		865
消 防 局	小 計	96
	消 防 局 長	1
	部 長 ・ 消 防 署 統 括 監	3
	企 画 総 務 部	1
	企 画 防 部	3
	企 画 財 政 課	11
	企 画 総 務 課	12
	契 約 会 計 課	5
	組 合 市 等 派 遣 職 員	11
	予 防 課	4
	警 防 課	7
	救 急 課	7
	指 令 管 理 課	4
指 令 第 1 課	9	
指 令 第 2 課	9	
指 令 第 3 課	9	
所 沢 中 央 消 防 署	小 計	150
	消 防 署 長	消防署統括監兼務
	参 事	1
	消 防 管 理 課	6
	予 防 指 導 課	9
	消 防 第 1 課	24
	消 防 第 2 課	24
	消 防 第 3 課	24
三 ヶ 島 分 署	31	
山 口 分 署	31	
所 沢 東 消 防 署	小 計	137
	消 防 署 長	1
	消 防 管 理 課	6
	予 防 指 導 課	8
	消 防 第 1 課	24
	消 防 第 2 課	24
	消 防 第 3 課	24
富 岡 分 署	25	
柳 瀬 分 署	25	
狭 山 消 防 署	小 計	160
	消 防 署 長	1
	消 防 管 理 課	7
	予 防 指 導 課	7
	消 防 第 1 課	21
	消 防 第 2 課	21
	消 防 第 3 課	22
	富 士 見 分 署	31
広 瀬 分 署	25	
水 野 分 署	25	
入 間 消 防 署	小 計	136
	消 防 署 長	1
	消 防 管 理 課	7
	予 防 指 導 課	8
	消 防 第 1 課	21
	消 防 第 2 課	21
	消 防 第 3 課	22
藤 沢 分 署	31	
西 武 分 署	25	
飯 能 日 高 消 防 署	小 計	186
	消 防 署 長	1
	消 防 管 理 課	7
	予 防 指 導 課	8
	消 防 第 1 課	19
	消 防 第 2 課	19
	消 防 第 3 課	19
	桶 形 分 署	28
	名 栗 分 署	19
吾 野 分 署	19	
日 高 分 署	25	
高 萩 分 署	22	

※ 再任用4人を含む。

⑥ 消防車両の運用状況

平成31年4月1日現在（単位：台）

	指揮車	消防ポンプ車 (水槽付含む)	はしご車	化学車	救急車	救助工作車
所沢中央消防署	1	2	1		2	1
三ヶ島分署		2			1	
山口分署		2			1	
所沢東消防署	1	2	1		2	1
富岡分署		2			1	
柳瀬分署		1		1	1	
狭山消防署	1	2	1		1	1
富士見分署		1		1	1	
広瀬分署		2			1	
水野分署		2			1	
入間消防署	1	1	1	1	1	1
藤沢分署		2			1	
西武分署		2			1	
飯能日高消防署	1	2	1		1	1
稲荷分署		2			1	
名栗分署		1			1	
吾野分署		1			1	
日高分署		1		1	1	
高萩分署		1			1	
合計	5	31	5	4	21	5

※ 拠点機能形成車、水槽車及び電源照明車の特殊車両、非常用車両、指令車等その他の車両は、乗換運用している状況に鑑み計上していない。

⑦ 消防予算の概要

消防組合は、構成市からの負担金を主な財源として消防行政を運営しています。

1 構成市予算額

予算額 構成市	年 度	一 般 会 計 (千円)	消 防 費		一般会計に占める 消防費の割合 (%)
			常備消防費 (千円)	非常備消防費・その他 の消防費 (千円)	
所 沢 市	平成30年度	100,250,000	3,858,964	149,588	4.0
	令和元年度	109,480,000	3,874,579	140,143	3.7
飯 能 市	平成30年度	27,700,000	1,141,624	216,925	4.9
	令和元年度	29,050,000	1,127,075	415,355	5.3
狭 山 市	平成30年度	43,245,000	1,870,862	268,345	4.9
	令和元年度	46,638,000	1,881,927	375,710	4.8
入 間 市	平成30年度	41,315,000	1,822,621	90,580	4.6
	令和元年度	42,134,000	1,809,605	76,149	4.5
日 高 市	平成30年度	17,550,000	760,332	52,319	4.6
	令和元年度	18,120,000	766,111	49,724	4.5
計	平成30年度	230,060,000	9,454,403	777,757	4.4
	令和元年度	245,422,000	9,459,297	1,057,081	4.3

2 消防組合予算額

年 度	区 分	歳入 (千円)	区 分	歳出 (千円)
平成30年度	分担金及び負担金	9,454,403	議 会 費	3,089
令和元年度		9,459,297		2,031
平成30年度	使用料及び手数料	8,818	総 務 費	2,886
令和元年度		9,309		2,892
平成30年度	国庫支出金	32,827	消 防 費	9,214,773
令和元年度		1		9,516,763
平成30年度	繰 越 金	5	公 債 費	615,184
令和元年度		5		596,659
平成30年度	諸 収 入	13,879	予 備 費	10,000
令和元年度		13,533		10,000
平成30年度	組 合 債	336,000		
令和元年度		646,200		
平成30年度	計	9,845,932	計	9,845,932
令和元年度		10,128,345		10,128,345

⑧ 議会、委員会及び委員

● 埼玉西部消防組合議会

埼玉西部消防組合議会（以下「議会」という。）は、構成市の各市議会から選出された 16 名の議員（所沢市 6 名、飯能市 2 名、狭山市 3 名、入間市 3 名、日高市 2 名）で構成されている消防組合の議決機関で、年 2 回開かれる定例会と必要に応じて開催される臨時会があります。

消防組合の基本的な施策や大きな事業は、議会の議決や同意が必要となり、条例や予算についても議会が審議し最終決定を行います。また、消防行政全般にわたり一般質問を行います。

● 議会の委員会

議会では、議会運営委員会（定数 6 名）が設置されており、議会の議事運営に関することや議長の諮問事項などについて審査しています。また、特に重要な案件の調査を扱う場合など必要に応じて特別委員会が設置されます。

● 監査委員

消防組合の監査委員は、識見を有する者から選出された委員と議会議員から選出された委員の 2 名です。監査委員は、議会の同意を得て組合管理者が選任する必置の執行機関で、消防組合の財務に関する事務の執行が適正に行なわれているか、消防組合の行政事務が効果的・合理的に行なわれているかなどを監査します。

監査の結果は、議会と組合管理者に提出され公表されます。また、結果報告に添えて意見書を提出することができます。

● 公平委員会

公平委員会は、地方公務員法に基づき人事行政の公正・中立な運営のために公平委員会設置条例により設置され、議会の同意を得て組合管理者が 3 名を選任します。

公平委員会などの行政委員会は、独立した執行権限を持ち、自ら意思決定し管理執行することで行政運営の公正を保っています。

(2) 消防組合の課題

地方財政の状況は、生産年齢人口が減少し、市税収入の増加が容易に期待できなくなる一方で、超高齢社会を迎え、医療や福祉などの社会保障関係費が増加しています。また、消防組合は、構成市からの負担金を主な財源とする組織ですが、今後、構成市では人口減少が進むことが見込まれており、このことは人口を主要な測定単位とする消防費の基準財政需要額についても減少を意味し、構成市からの負担金も抑制に向かう可能性が高いと見込まれます。

こうした財政運営面での厳しさが増す一方で、高齢化率の上昇に伴う救急需要の増大や住宅防火など避難行動要支援者^{*7}への対策が急務となっています。また、近年の災害を見ますと集中豪雨による土砂災害や竜巻などの自然災害が発生し、その規模は大規模化・広域化する傾向にあり、加えて首都直下地震^{*8}や南海トラフ地震^{*9}が近い将来に発生することが危惧されています。

このような状況の中で、住民の安心・安全を確保し、社会情勢に応じた消防行政を推進していくためには、管内における将来人口推計や地理的条件などを考慮した消防体制を構築することが必要です。

他方、職員の人材育成の面から見ますと、経験豊富な職員の定年退職により消防活動能力や行政事務能力の低下が懸念されます。限られた経営資源のなかで職員は成長の可能性がある資産「人財」であるとの認識に立ち、人材育成を進めていく必要があります。また、公的年金の支給開始年齢が引き上げられていることに伴い、定年退職する職員を再任用^{*10}していることから、職員年齢構成の不均衡や職員の高齢化などへの対応が急務となっています。

重点的に取り組む課題

- 限られた経営資源をもって、住民の安全を確保し、新たな課題に対応できる組織体制を構築することが必要です。
- 超高齢社会を迎え、更に増大することが予測される救急需要への対応と高齢者など避難行動要支援者に対する住宅防火対策を推進することが必要です。
- 今後発生が危惧されている首都直下地震などの大規模災害に対応できる消防防災体制の充実・強化に取り組むことが必要です。
- 若年職員への消防活動等の知識・技術の伝承並びに新たな環境変化に対応できる職員の育成が必要です。

(1) 10年後の目標

10年後の目標は、消防組合の現況と課題を踏まえ次のとおりとします。

- 自主的・自律的な消防組合運営を推進できる組織体制の確立
- 人口動態及び消防救急需要を見据えた消防職員と消防署所の適正配置
- 首都直下地震などの大規模災害に備えた災害対応力の充実・強化
- 自ら学び、考え、行動する自律型職員の育成

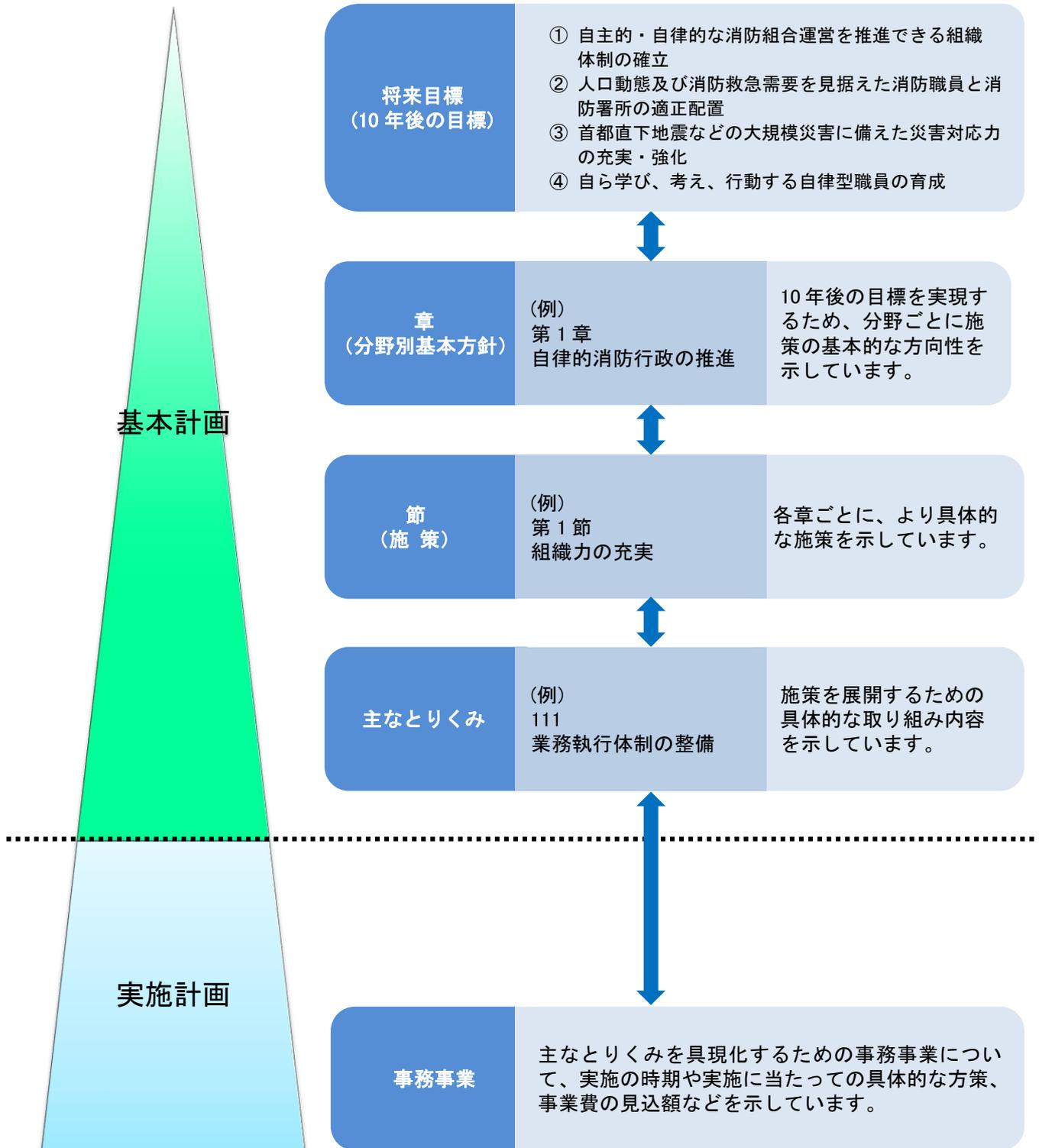
(2) 目標達成に向けた取組方針

- 「長期財政計画」及び「定員適正化計画」との整合性を保ち、健全な財政運営に取り組みながら組織力の充実を図ります。
- 消防力を効率的・効果的に配置するため、消防職員、消防署所及び消防車両の適正配置について調査研究を行います。
- 「車両整備計画」に基づき消防車両等の整備を計画的に進め、併せて全国的見地からの災害対応体制を構築します。
- 職員の能力開発につなげる「人材育成基本方針」に基づき自ら学び、考え、行動する自律型職員の育成に取り組みます。



飯能日高消防署に配備した拠点機能形成車
(緊急消防援助隊登録車両)

(1) 施策体系の見方



(2) 施策の体系図

章（分野別基本方針）	節（施策）	主なとりくみ
1 自律的消防行政の推進	1 組織力の充実	111 業務執行体制の整備
		112 人材育成の推進
	2 健全な財政運営の推進	121 経営的効率性の向上
2 消防施設の整備	1 消防署所の整備	212 消防施設の適正整備
		213 消防庁舎の適正管理
	2 消防通信施設の整備	221 消防救急無線の整備
		222 消防通信機器の整備
3 消防力の強化	1 消防活動体制の強化	311 消防車両等の整備
		312 消防水利の整備
		313 災害対応力の向上
	2 救急活動体制の強化	321 救急車両等の整備
		322 救急業務高度化の推進
		323 応急手当等の普及促進
	3 消防通信体制の強化	331 消防通信業務の効率的運用
4 予防行政の推進	1 火災予防対策の推進	411 住宅防火の推進
		412 予防査察体制の強化
5 大規模災害対応力の強化	1 関係機関等との連携強化	511 災害応急対応の整備
		512 広域応援体制の充実

※「主なとりくみ 211 消防署所の適正配置」についての調査研究は、一定の成果を挙げたことから、今後は「主なとりくみ 111 業務執行体制の整備」に紐づけされた「企画調整事業（消防局）」の枠組みの中で、進行管理に努めていきます。（23 ページ 「第 2 章 消防施設の整備」参照）

分野別基本方針と施策の見方

第1章 自律的消防行政の推進

第1節 組織力の充実

現状

課題

1

分野別基本方針

10年後の目標を実現するため、分野ごとに施策の基本的な方向性について、記述しています。

施策名

消防組合が取り組んできた内容や消防防災行政を取り巻く状況など、施策の現状を簡潔に記述しています。

施策の現状を踏まえ、今後10年間に取り組むべき課題について、記述しています。

主なとりくみ

111 業務執行体制の整備

112 人材育成の推進

施策の目標

項目	内容	目標値		
		基準値	R元年度	R6年度

2

例示：「111 業務執行体制の整備」は、第1章「自律的消防行政の推進」、第1節「組織力の充実」の施策を展開するための主なとりくみについて、1から通し番号を振って記述しています。

主なとりくみ内容について、記述しています。

施策の内容に応じた活動をどの程度実施するか指標を用いて示しています。

「基準値」：目標値設定の基準となる数値を示しています。

「目標値」：施策の進捗状況を測るため、平成27年度から5年目の令和元年度と10年目の令和6年度の目標値を示しています。

第1章 自律的消防行政の推進

自律した消防行政を推進していくため、職員の能力開発に努めるとともに、限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用し組織力の向上を図ります。

第1節

組織力の充実

現 状

管内の消防行政は、基本的に旧消防本部（所沢市消防本部、狭山市消防本部、入間市消防本部、埼玉西部広域消防本部）の消防力を引き継いだ形で運営していますが、災害態様や消防行政事務の変化に的確に対応するため、組織機構の見直しを行っています。また、職員については、定年退職者の豊富な知識と経験を十分に活用するため再任用制度を運用する一方で、新規採用職員により人事の新陳代謝を図り組織力を維持しています。

一方、消防組合は、独立の法人格を持つ特別地方公共団体^{※11}として固有の議会や執行機関を持っており、これらの事務を安定的に遂行していくために、構成市から専門的知識を持つ職員の派遣を受け消防行政を運営しています。

課 題

- 管内の人口動態、消防救急需要及び地域特性を踏まえた消防力の適正配置に関わる調査研究が必要です。
- 再任用制度の下、職員が培ってきた専門的知識や経験を公務内で積極的に活用できる環境を整備することが必要です。
- 再任用制度の活用に加えて新規採用職員の安定的・計画的な確保と人事の新陳代謝を図ることが必要です。
- 政策法務能力^{※12}の高い人材育成、若年職員への知識・技術の伝承、救急救命士など専門資格者の育成が必要です。

主なとりくみ

111

業務執行体制の整備

- 限られた経営資源を有効に活用し、住民サービスの向上を図るため、消防力の適正配置について調査研究を行います。
- 総務省消防庁の「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会報告書」を踏まえ、再任用職員のポスト確保、職域、体力管理及び安全管理対策について整備を進めます。
- 定員適正化計画に基づき、新規採用職員と再任用職員とのバランスを考慮した安定的・計画的な人的資源の確保と人事の新陳代謝を進めます。

112

人材育成の推進

- 人材こそが最も重要な経営資源であるとの認識に立ち、人材育成基本方針に基づき自ら学び、考え、行動する自律型職員の育成に取り組みます。

消防活動訓練の様子



施策の目標

(単位:人)

項目	内容	基準値	目標値	
		H25 年度	R 元年度	R6 年度
職員数	定員適正化計画で定める職員数	864	861	859

説明：基準値は、消防組合が設立した平成 25 年度の職員数です。

目標値は、消防力の整備指針、同規模消防本部の職員数、消防力適正配置調査の結果、救急需要の増大に管内の将来人口推計を加味して算出した人数です。

(単位:人)

項目	内容	基準値	目標値	
		H25 年度	R 元年度	R6 年度
教育機関研修	教育機関へ派遣する職員数	95	530	950

説明：教育機関研修とは、職員を消防大学校及び埼玉県消防学校へ派遣し、消防に関する高度な知識及び技術を総合的、専門的に習得する研修です。

基準値は、平成 25 年度に教育機関へ派遣した職員数です。

目標値は、各年度までに教育機関へ派遣する延べ人数です。

職員研修の様子



第 2 節

健全な財政運営の推進

現 状

消防組合は、構成市からの負担金を主な財源とする組織であり、消防の広域化により常備消防の規模を拡大することで、行財政上の様々なスケールメリットを生かして消防体制の充実強化を進めています。

また、管内では、高齢化率の上昇により救急出動件数が増加するとともに、救急活動に要する経費も増加しています。さらに、消防庁舎や施設の多くが老朽化し修繕費や維持管理費が増加しています。

こうした状況の中で、住民の安心・安全を第一に必要な消防行政サービスを確保した財政運営に努めています。

課 題

- 構成市の財政状況を勘案し、住民サービスを維持しつつ、増大する救急需要、消防施設の整備に対応していくために、長期的な視点に立った財政運営に取り組むことが必要です。

主なとりくみ

121

経営的効率性の向上

- 長期財政計画を踏まえた財政運営を進めます。
- 行政評価システムを活用した PDCA サイクルによる事務事業の進行管理を継続的に行い、事務事業の合理化と重点化を図ります。
- 住民に分かりやすく財政事情を発信し、財務事務の透明性を確保します。
- 補助金及び交付税措置等を積極的に活用します。
- 契約及び会計事務を適正に執行します。

施策の目標

(単位:回)

項 目	内 容	基準値	目標値	
		H26 年度	R 元年度	R6 年度
財政事情の公表	財政事情の公表回数	2	2	2

説明：財政状況の公表は、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項で定められ、「埼玉西部消防組合財政事情の作成及び公表に関する条例」に基づき、毎年 5 月 1 日と 11 月 1 日の年 2 回、住民に分かりやすい財政事情を公表します。

第2章 消防施設の整備

消防施設の利活用の促進、統廃合及び長寿命化を図るため、「公共施設等総合管理計画」に基づき今後の消防・救急需要を見据えた施設の総合的な整備を進めます。

第1節 消防署所の整備

現 状

管内の消防署所は、消防広域化前と同じく5署14分署を配置し、あらゆる災害に対応していますが、消防施設の多くが老朽化しており、修繕等を必要とする施設が増えています。こうした状況から消防施設としての機能を維持していくため、緊急度や優先度に応じて限られた財源を最適配分し、公共施設等総合管理計画及び「施設整備計画」に基づき、施設の整備と維持管理を行っています。

また、平成26年度に実施した「消防力適正配置調査」では、現在の署所配置での運用効果は総じて高いとの結果を受けるとともに、消防署所の配置基準を定めた「消防力の整備基準」を策定し、合わせて未整備であった署所別の管轄区域を定めました。

※「消防署所適正配置事務（消防局）」に関わる調査研究は、前記のとおり一定の成果を挙げたことから、今後は施策の体系図「主なとりくみ 111 業務執行体制の整備」に紐づけされた「企画調整事業（消防局）」の枠組みの中で、進行管理に努めていきます。

課 題

- 今後、20年間で消防庁舎の95%が築年数30年以上となり、改修工事等に多額の費用を要することが予想されることから、構成市の財政状況を勘案しつつ、公共施設等総合管理計画に基づき今後の消防・救急需要を見据えた施設の総合的な整備が必要です。

主なとりくみ

212 消防施設の適正整備

- 多額の費用を必要とする消防施設の整備については、施設整備計画に基づき、重要度や優先度に応じた消防施設の適正整備を進めます。また、整備に要する経費の平準化を図り単年度の財政負担を軽減します。

213 消防庁舎の適正管理

- 消防庁舎の施設や設備の法定点検に加え、保守点検を行うことで消防施設の機能維持と長寿命化を図ります。

施策の目標

(単位：%)

項目	内容	基準値	目標値	
		H27年度	R元年度	R6年度
消防施設整備	施設整備計画（平成27年度～令和6年度）の進捗率	100	58	100
		(24件)	(14件)	(24件)

説明：基準値は、令和6年度までの整備計画件数24件を100%としています。

目標値は、各年度までの整備進捗率を示しています。また、目標値の()には、各年度までの延べ整備件数を示しています。

署所の配置状況



第 2 節

消防通信施設の整備

現 状

通信指令センターでは、高機能消防指令システム^{※13}を活用して、年間 5 万件を超える緊急通報に対し、災害地点の特定から災害規模に応じた消防車両を効率的に出動編成して、消防活動に必要な災害支援情報などを統制しながら、災害事案の完結まで、迅速かつ確実に処理ができる体制を確立しています。

また、音声通報が困難な聴覚・言語障害者からの通報を、携帯電話やスマートフォンで受け付ける Net119 緊急通報システム^{※14}や、ファックスで受け付ける Fax119^{※15}を備えるとともに、救急車の要請可否判断を補助する救急受診ガイド^{※16}や災害発生時にリアルタイムで情報発信するメール配信システム^{※17}を活用することで、更なる市民サービスの向上に努めています。

そのほか、従来からアナログ方式（150MHz 帯）により運用されてきた消防救急無線は、平成 28（2016）年 5 月 31 日をもって撤去が完了し、デジタル方式（260MHz 帯）へ移行しました。

課 題

- 消防通信機器は業務の特性上 24 時間連続で稼働しているため、機器の耐用年数に応じた更新が必要です。
- あらゆる災害等に対して、より迅速な初動体制、効果的な部隊運用を行うなど、国が示す消防指令業務の拡充に向けて、消防通信施設の整備が必要です。
- デジタル方式の無線は電波の性質上、アナログ方式の無線よりも電波の届く範囲が狭くなることから、山間部を中心に無線の不感地帯^{※18}が発生するため、交信方法を検討するなど不感地帯への対策が必要です。

通信指令センターの様子



主なとりくみ

221 消防救急無線の整備

- デジタル方式に整備した消防救急無線基地局^{※19} 及び補完基地局^{※20} の適正管理を継続し、電波の性質により生じる不感地帯への対策として、可搬型移動局無線装置^{※21} を活用した交信方法など、全地域で交信可能となるよう通信指令体制を確立します。

222 消防通信機器の整備

- 消防通信機器の整備計画に基づき、消防通信機器の耐用年数に応じた機器の更新を行います。
- 消防を取り巻く環境の変化への的確に対応するため、消防通信の維持管理費用や更新費用の適正化・低減化を図り、住民ニーズに合わせた消防サービスの提供が行える消防通信施設の整備について調査研究を行います。

施策の目標

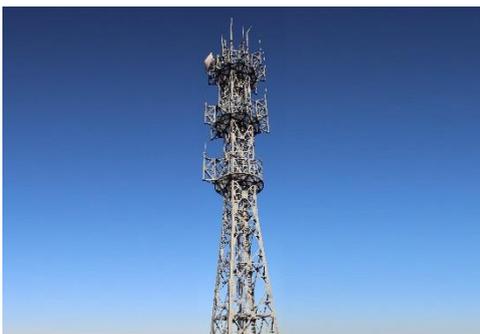
(単位:%)

項目	内容	基準値	目標値	
		H25年度	R元年度	R6年度
消防通信機器の整備	整備計画の進捗率	100	40	100
		(改修)	(一部更新)	(更新)

説明：消防通信機器は、常に稼動状態であるため、導入してから約10年で更新が必要になります。また、モニターなどの一部の機器は、耐用年数が約5年であるため部分的な更新が必要です。

基準値は、消防通信機器の改修を行った平成25年度を100%としています。目標値は、令和元年度に消防通信機器の耐用年数に応じた部分的な更新、令和6年度に更新を計画しています。

消防救急デジタル無線用鉄塔



消防救急無線基地局



第3章 消防力の強化

複雑多様化・大規模化する災害に迅速・的確に対応できる消防力を整備し、住民の安心・安全な暮らしを支える消防活動体制を確立します。

第1節

消防活動体制の強化

現 状

近年の災害形態は複雑多様化し、大規模地震やテロ災害等の発生など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の下、消防の広域化によるスケールメリットを生かし、現場活動人員や出動車両を適正化し、初動体制の強化と市境における現場到着時間の短縮など、消防活動体制の強化に取り組むとともに、専門部隊である「山岳救助隊」、「水難救助隊」及び「特殊災害指定部隊」を整備し、部隊の充実強化を図っています。

一方、消防車両等は、整備計画に基づき老朽化の著しい車両を優先して更新し、消防力の維持に努めています。

課 題

- 災害時に迅速・的確に対応できる消防力を維持するため、消防車両及び消防機械器具の計画的な整備が必要です。
- 消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、水利の少ない地域における消防水利の設置など、計画的な消防水利の整備が必要です。
- 複雑多様化する災害に対応できる専門的な知識と技術を有する人材の育成が必要です。
- 効率的・効果的な部隊運用を行うため、継続した災害出場編成の見直しの検討が必要です。

NBCテロ災害訓練の様子



流水救助訓練の様子



主なとりくみ

311 消防車両等の整備

- 消防車両等の整備計画に基づき整備を進めるとともに、消防需要を的確に把握し、車両の配置換えを行うなど効率的な運用を図ります。

312 消防水利の整備

- 国の定める消防水利の基準及び管内の水利事情を勘案した消防水利の整備を進めます。

313 災害対応力の向上

- 大規模地震やテロ災害等の特殊災害に対応できる高度救助用資機材^{※22}や NBC 災害対応資機材^{※23}等を整備して消防活動の充実を図るとともに、専門的な知識・技術を有する人材を育成し、災害対応力の向上を図ります。

施策の目標

(単位：%)

項目	内容	基準値	目標値	
		H27年度	R元年度	R6年度
消防車両の整備	車両整備計画(平成27年度～令和6年度)の進捗率	100 (64台)	53 (34台)	100 (64台)

説明：基準値は、令和6年度までに整備を計画した車両数(64台)を100%としています。目標値は、各年度までの整備進捗率を示しています。また、目標値の()には、各年度までに整備する延べ車両数を示しています。

狭山消防署に配備した救助工作車Ⅱ型



所沢中央消防署に配備した指揮車



第2節

救急活動体制の強化

現 状

救急活動は、消火活動及び救助活動と並んで消防行政の主要な活動です。管内では、人口の高齢化に伴い救急需要は増大しています。また、救急救命士の処置範囲の拡大^{※24}など救急業務は年々高度化しています。

こうした状況の下、高度な救急救命処置を提供するため、高規格救急自動車^{※25}及び高度救命処置用資機材^{※26}の整備並びに救急救命士等の養成を計画的に進めています。また、救急車到着前の市民による適切な応急手当が傷病者の救命に重要であることから、応急手当の普及啓発活動に取り組んでいます。

課 題

- 増加する救急需要に迅速かつ適切に対応するための方策を検討するとともに、より一層の体制強化と計画的な救急車両等の整備が必要です。
- 高度化する救急救命処置に対応するため、救急救命士等の救急隊員の養成と研修を行うことが必要です。
- 救急業務の高度化と適正化を図るため、消防組合と医療機関との連携によるメディカルコントロール体制^{※27}の充実が必要です。
- 救命率^{※28}を向上するには、救急車到着までの市民による応急手当が重要であり、多くの市民が救命講習を受講できる環境を整えることが必要です。
- 限られた救急車を真に救急搬送が必要な傷病者に対応させるには、救急車の適正利用についての普及啓発を図ることが必要です。

高規格救急自動車



高規格救急自動車に搭載の資機材



主なとりくみ

321 救急車両等の整備

- 高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材等の整備計画に基づき整備を進め、増大する救急需要に対応します。

322 救急業務高度化の推進

- 救急業務の高度化に対応するため、救急救命士の養成を計画的に進めるとともに、救急救命士等の救急隊員の知識及び技能を保つための再教育や研修体制の充実を図ります。
- 救急救命士等の救急隊員が行う応急処置の適正化と救急業務の高度化を図るため、メディカルコントロール体制の充実強化に取り組みます。

323 応急手当等の普及促進

- 救急車が到着するまでの市民による適切な応急手当が、傷病者の救命に大きく左右することから、救命講習会等を開催し応急手当の普及啓発を推進します。
- 救急車の適正利用について、消防組合ホームページへの掲載や救急キャンペーンなどの催物を開催し住民に広報します。

施策の目標

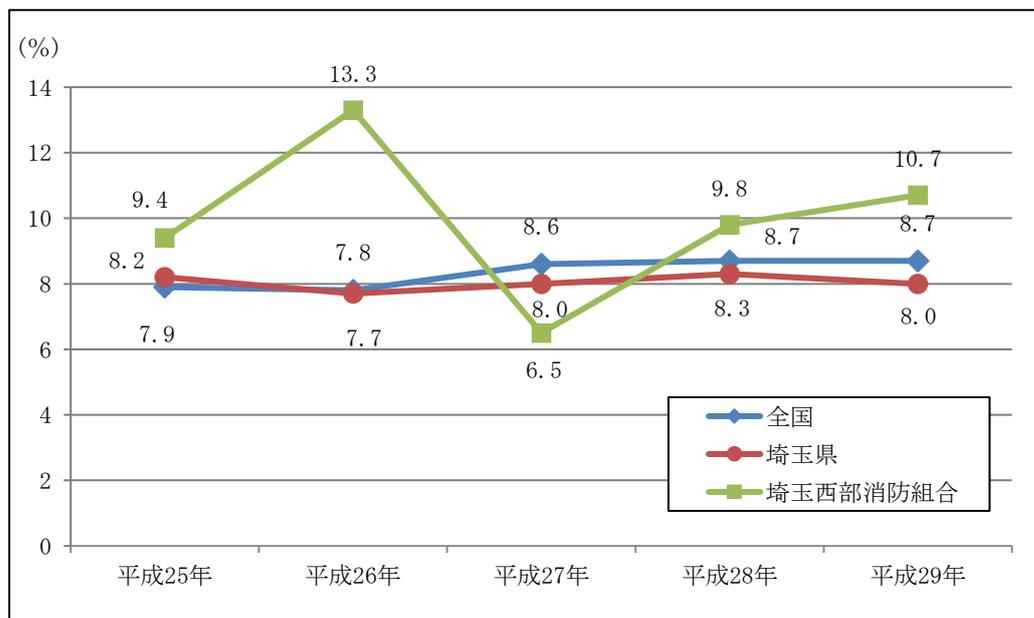
(単位：%)

項目	内容	基準値			目標値	
		H25年中	R元年中	R6年中	R元年中	R6年中
社会復帰率	心肺機能停止傷病者のうち1か月後に社会復帰できた人の割合	9.4	11			11.5

説明：社会復帰率とは、心原性^{※29}かつ市民による目撃のあった心肺機能停止傷病者のうち、1か月後に社会復帰できた人の割合です。

基準値は、平成25年中に消防組合の救急隊が、医療機関に搬送した心肺機能停止傷病者のうち、社会復帰した人の割合です。

社会復帰率の推移グラフ



救急救命士の再教育の様子
 高度化する救急救命処置に対応するため再教育や研修を行っています。



救急フェアの様子
 救命講習会や救急の日のイベント、防災訓練でのデモンストレーションを通して、市民への救命知識の普及に努めています。

現 状

119 番等の緊急通報の受信と出動指令は、一刻一秒を争う消防活動の初動対応において、特に重要な任務となります。このため、住民の通報から迅速かつ確実に災害場所を特定するとともに、災害状況に応じた部隊運用を行っています。

また、通信指令センター員は、救急業務に必要となる情報の聴取や通報者に対して応急手当の指導を行うとともに、症状に応じた病院案内などソフト面のサービス向上に取り組んでいます。

課 題

- 災害が広範囲となる風水害や地震などの自然災害時には、通信指令センター員の迅速かつ正確な情報の収集、分析、判断及び伝達が求められることから、指令管制技術の向上が必要です。
- 通信指令センター員は、通報者から聴取した情報を整理して、緊急度と病態に応じた出動指令を行うとともに、必要に応じて医学的知識に基づいて口頭指導^{※30}を行うなど高度な知識と判断力の習得が必要です。
- 大規模災害時において、消防力を効果的に運用するためには、参集途中の職員が収集した災害状況等の情報を集約分析し、災害の実態に即した災害応急対応に活用することが必要です。



N e t 1 1 9 受信用端末

音声通報が困難な聴覚・言語機能に障害等がある方が、スマートフォンや携帯電話からインターネットを利用して簡単なボタン操作だけで救急車や消防車の要請ができる 119 番緊急通報システムです。

主なとりくみ

331

消防通信業務の効率的運用

- 高度な指令管制技術を習得するため、先進機関への研修や教育体制の充実に図ります。
- 傷病者の緊急度・重症度を判断し、適切な対応を図るため、管内医療機関の救急研修会・勉強会に出席し救急知識の習得に努めます。
- 大規模災害時では、インターネット回線による消防参集システムを活用し、職員の参集状況を把握するとともに、参集途上における災害状況を動画や静止画で確認することにより、消防部隊を効果的に運用します。

施策の目標

(単位:%)

項目	内容	基準値	目標値	
		H25年中	R元年中	R6年中
心肺機能停止傷病者への 口頭指導	通報者等へ口頭指導を行い、 応急手当を実施した割合	45.4	47.7	50

説明：通報者等へ口頭指導を行い、応急手当を実施した割合とは、心肺機能停止傷病者数（移行のおそれを含む。）のうち、通信指令センター員が119番通報の内容から心肺機能停止傷病者と判断して、通信指令センター員の口頭指導により通報者等が応急手当を実施した割合です。

基準値は、平成25年中に通信指令センター員の口頭指導により通報者等が応急手当を実施した割合です。

第4章 予防行政の推進

火災の発生や火災による人的・物的被害を低減するために、住民に対する効果的な火災予防の普及啓発を推進し、防火意識の高揚を図るとともに、高齢者福祉施設や飲食店など多数の人が出入りする建物及び危険物施設等における火災予防対策を推進します。

第1節

火災予防対策の推進

現 状

管内における火災は、放火（疑いを含む。）によるものが最も多く発生しています。また、超高齢社会を迎え、住宅火災等による高齢者の被害が増加傾向にあることから、住宅火災の低減を図るため、ホームページ等での広報や単身高齢者世帯への住宅防火訪問を通して、住民の防火意識の向上を推進しています。

一方で、消防法令違反が潜在する建物や危険物施設等では、火災の発生や被害の拡大が危惧されていることから、高齢者福祉施設や飲食店など多数の人が出入りする建物及び危険物施設等における火災予防対策について、年間査察計画を策定し、効果的な査察^{※31}を実施することにより火災予防対策を推進しています。

課 題

- 放火による火災を低減させるため、屋外に可燃物を放置しないなど放火されない環境づくりを基本とする放火防止対策等の充実強化が必要です。
- 住宅火災による死傷者や建物の被害を低減させるため、単身高齢者世帯への住宅防火訪問をはじめとする住宅防火対策の強化が必要です。
- 高齢者福祉施設や飲食店など多数の人が出入りする建物及び危険物施設等の消防法令違反に対しては、違反が是正されるまで適切な査察を継続することが必要です。

主なとりくみ

411 住宅防火の推進

- 管内の放火火災の状況を住民に広報し、地域が主体となった放火されない環境づくりを推進し、消防と地域が連携した継続的な放火防止対策に取り組めます。
- 火災から高齢者を守るため、単身高齢者世帯への住宅防火訪問などを通して住宅用火災警報器の設置と維持管理の徹底を周知するとともに、防災品の普及など住宅防火対策の推進に取り組めます。

412 予防査察体制の強化

- 高齢者福祉施設や飲食店など多数の人が出入りする建物及び危険物施設等の消防法令違反に対しては、人命への危険性が高い違反の是正を最優先とし、毎年度作成する査察重点項目や査察計画を検証することで、消防法令違反の是正に向けた効果的な予防査察体制の強化を図ります。

施策の目標

(単位:件/万人)

項目	内容	基準値	目標値	
		H25年中	R元年中	R6年中
出火率	人口1万人当たりの出火件数	3.0	2.9	2.6

説明：出火率とは、火災予防対策の推進状況を測る指標です。

基準値は、平成25年中における消防組合の出火率を示しています。

(参考：平成30年中の出火率全国平均値3.0件/万人)

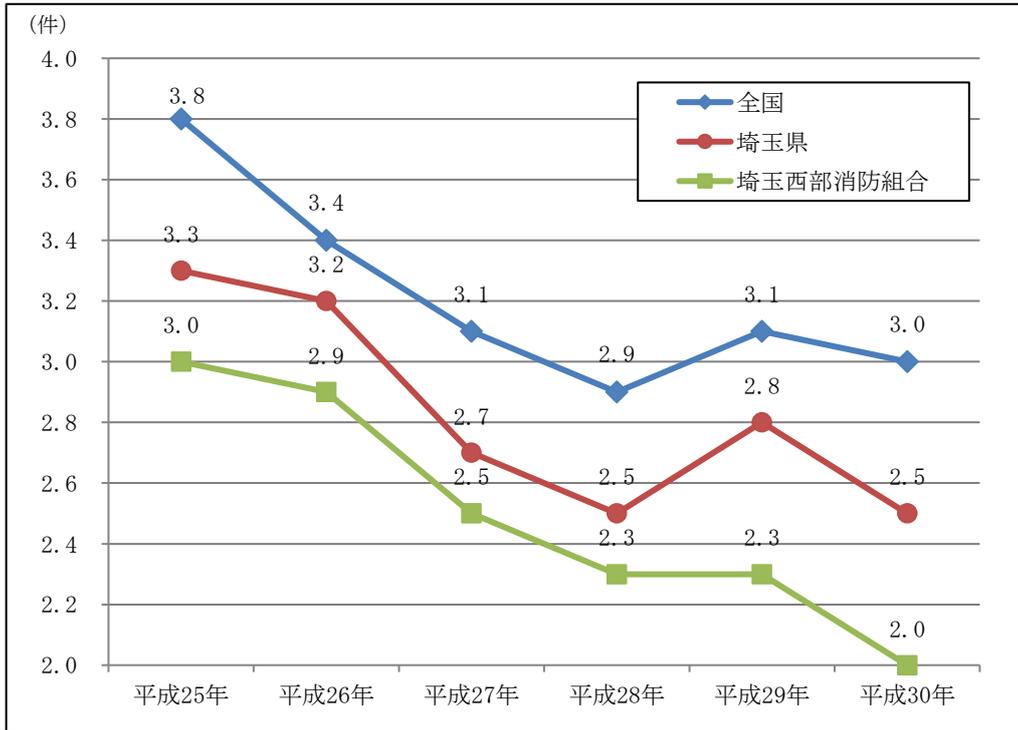
単身高齢者世帯への住宅防火訪問の様子



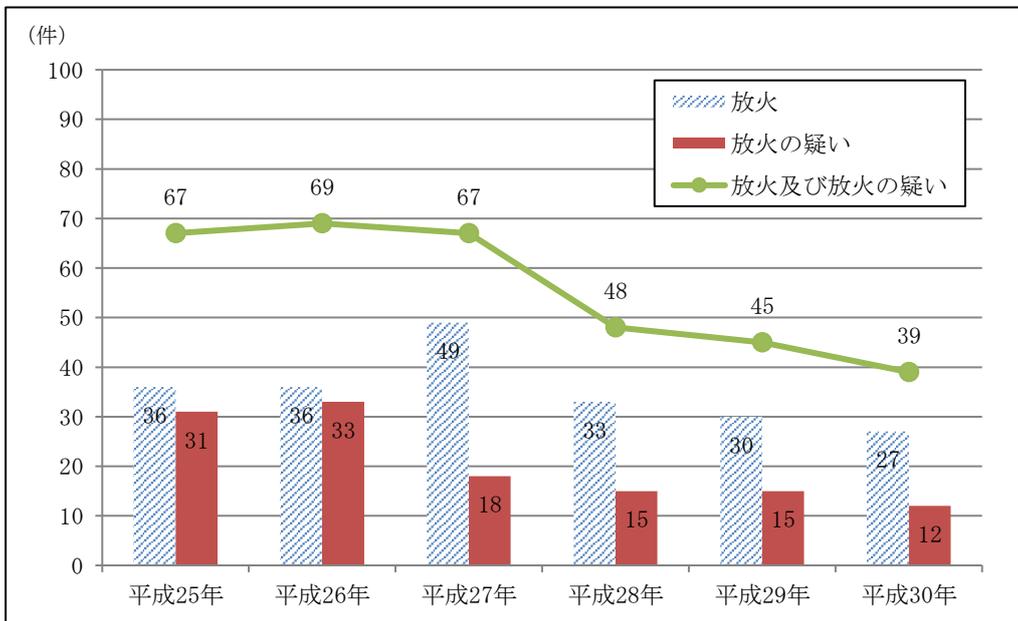
危険物施設等への査察の様子



全国と管内の出火率の推移グラフ



管内の放火火災件数と推移グラフ



第5章 大規模災害対応力の強化

大規模災害に対応するため、消防防災関係機関との連携を強化するとともに、消防相互及び民間企業等との応援協定の締結や緊急消防援助隊^{※32}等への登録など、災害対応力の強化を図ります。

第1節

関係機関等との連携強化

現 状

近年の災害は大規模化するとともに、東日本大震災等の大規模な自然災害も発生しており、近い将来には、首都直下地震をはじめ南海トラフ地震等の大規模地震の発生が危惧され、管内においても立川断層帯（立川断層、名栗断層）が存在することから、地震が発生した場合、大きな被害が発生することも予測されています。

こうした状況を踏まえ、各種災害に迅速かつ適切な対応ができるよう消防組合と構成市危機管理防災担当との間に、「構成市防災担当者連絡会議」を設置するとともに、構成市の消防団と協力し地域防災力の充実強化を図っています。

また、埼玉県下消防本部をはじめ近隣消防本部（県内7消防本部及び東京消防庁）と消防相互応援協定を締結するとともに、埼玉県特別機動援助隊及び緊急消防援助隊への登録を行っています。

なお、大規模災害時においては、消防防災関係機関だけでは対応が困難となることから、民間企業等との災害支援協定も締結しています。

課 題

- 大規模災害被災時における消防活動体制の強化が必要です。
- 構成市の地域実情を踏まえて、構成市担当課との更なる連携強化を確立するとともに、大規模災害による被害を最小限に食い止めるため、消防団をはじめとする防災関係機関との連携を深めていくことが必要です。
- 大規模災害が発生した場合における、広域的な相互応援体制の確立が必要です。

主なとりくみ

511 災害応急対応の整備

- 大規模災害被災時に消防力を最大限発揮することができる消防活動体制の整備を進めます。
- 構成市消防団など、防災関係機関との連携強化を進めます。

512 広域応援体制の充実

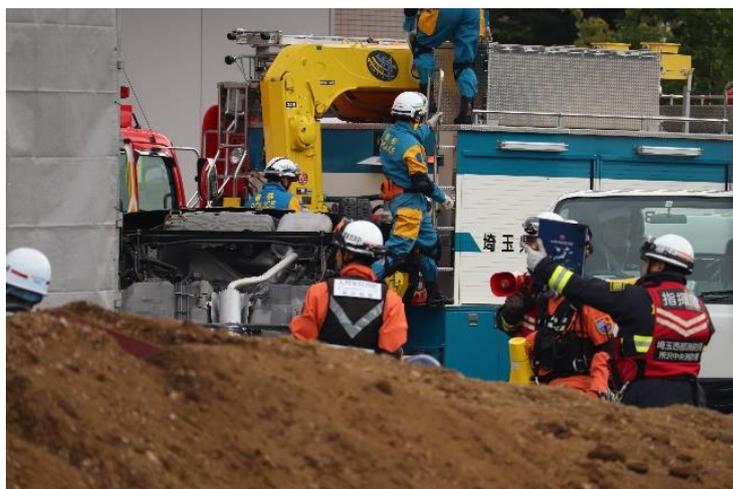
- 緊急消防援助隊に必要なとなる装備や資機材を計画的に整備します。また、広域応援活動の強化を図るとともに、減災に向けた応援計画等の整備を進めます。

施策の目標

(単位:回)

項目	内容	基準値	目標値	
		H25年度	R元年度	R6年度
大規模震災対応合同訓練	大規模震災対応合同訓練の回数(年間)	3	4	5

説明：基準値は、平成25年度に行われた他機関との大規模震災対応合同訓練の実施回数です。(九都縣市合同防災訓練、埼玉県特別機動援助隊合同訓練、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練)



九都縣市合同防災訓練の様子

九都縣市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)が相互に緊密な連携をとり、一体となって災害に立ち向かい、被害を最小限に抑えるため、「防災週間」に合同訓練を実施しています。

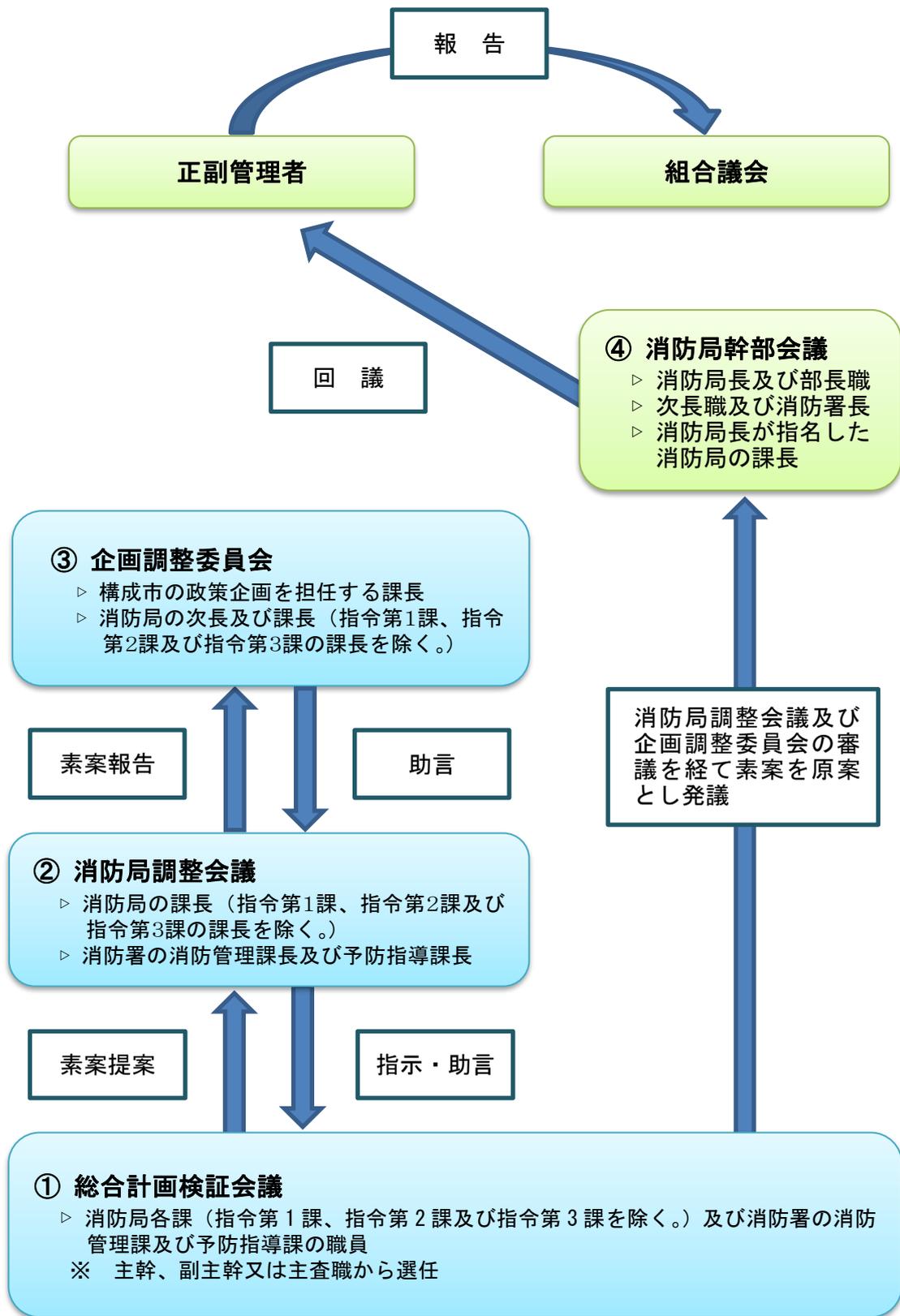
用語の説明

- ※1 一部事務組合 2つ以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体
- ※2 政令指定都市 地方自治法で「政令で指定する人口 50 万以上の市」と規定されている都市
- ※3 生産年齢人口 年齢別人口のうち、労働力の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口層
- ※4 超高齢社会 65 歳以上の高齢者の占める割合が、全人口の 21%を超えた社会
- ※5 行政評価 消防組合が実施する施策及び事務事業を評価し、その結果を次年度以降の行政運営に反映させるとともに、住民への説明責任を果たし、消防行政の透明性を確保すること。
- ※6 埼玉県の市町村別将来人口推計ツール 埼玉県が作成し、県ホームページで公表している将来人口推計ツール
- ※7 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。
- ※8 首都直下地震 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震
- ※9 南海トラフ地震 日本列島の太平洋沖、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている巨大地震
- ※10 再任用 定年退職により、一旦退職した者を1年以内の任期を定め、改めて常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用すること。
- ※11 特別地方公共団体 都道府県・市町村などの普通地方公共団体に対し、組織・事務・権能などが特別の性格をもつ地方公共団体
- ※12 政策法務能力 自ら法令を解釈・運用し、条例を立案するなど、自らの戦略に基づいて法務行政を行い、自治体職員が自らの価値と判断に基づいて行政実務を推進していくための能力
- ※13 高機能消防指令システム 119 番通報の受付、災害通報の覚知、出動車両の自動編成、出動指令、現場作戦支援を統括する高度に IT 化された指令システムで、管内人口 40 万人以上に対応
- ※14 Net119 緊急通報システム 音声通報が困難な聴覚・言語機能に障害等がある方が、スマートフォンや携帯電話からインターネットを利用して簡単なボタン操作だけで救急車や消防車の要請ができる 119 番緊急通報システム

- ※15 Fax119 音声通報が困難な聴覚・言語機能に障害等がある方が、ファックスを使って緊急の事故や急病、災害などといった119番通報をする仕組み。
- ※16 救急受診ガイド 急な病気やけがをした際に「自分で病院に行った方がいいのか？」「救急車を呼んだ方がいいのか？」と迷った時に、携帯電話のインターネット機能を使って緊急度を確認するガイド
- ※17 メール配信システム 火災やその他の災害情報を職員、消防団員、市民へメール配信するシステム
- ※18 不感地帯 基地局若しくは補完基地局のアンテナからの距離又は地理的・物理的障害のため無線交信ができない場所
- ※19 消防救急無線基地局 消防車両等との無線通信を行うため陸上に固定した無線設備
- ※20 補完基地局 山岳地帯において、デジタル無線エリアを確保するために設置する基地局
- ※21 可搬型移動局無線装置 付帯の自立式可搬型アンテナを設営することで、広範囲の無線交信が可能となる移動局無線装置
- ※22 高度救助用資機材 高度救助隊等が備えなければならない救助資機材（画像探索機、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地震警報器など）
- ※23 NBC 災害対応資機材 放射性物質、生物剤及び化学剤による災害に対応するための資機材（携帯型生物剤検知装置、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、中和剤散布器、陽圧型化学防護服など）
- ※24 救急救命士の処置範囲の拡大 救急業務の高度化に伴い、救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う救急救命処置が増えること。
- ※25 高規格救急自動車 救急救命士による高度な処置が行える資機材を装備した救急車
- ※26 高度救命処置用資機材 救急救命士及び救急隊員が救命のために行う高度な処置に使う資機材
- ※27 メディカルコントロール体制 消防機関と医療機関との連携によって救急隊が医師に指示、指導、助言を要請することができ、実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証が行われるとともに、その結果が再教育に活用され、救急救命士の再教育として定期的に医療機関において病院実習が行われる体制
- ※28 救命率 「心肺機能停止傷病者」の1か月後の生存率及び社会復帰率を、ある一定の条件をもとに数値化したもの。
- ※29 心原性 心臓の病気が原因で起こる症状
- ※30 口頭指導 通信指令センター員が、救急車の出動要請を受けた際、通報内容から傷病者への応急手当が必要と判断した場合に、救急隊が到着するまでの間、通報者に対して心臓マッサージなどの応急手当を指導すること。

- ※31 査察 火災を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るために、消防職員が関係のある場所に立ち入り、検査し、質問し、報告を求め、あるいは資料の提出を命じ、判明した消防法令違反等について、その是正を促すこと。
- ※32 緊急消防援助隊 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設された部隊の総称

後期基本計画策定体制



5 策定から後期基本計画見直しまでの経過

年月日	会議・委員会等	内 容
H25.6.27	総合計画策定委員会設立準備会議	総合計画策定委員会設置要綱（案）の作成
H25.7.9	企画調整委員会	総合計画策定委員会設置要綱（案）の承認
H25.8.22		総合計画策定委員会委員の委嘱
H25.8.29	総合計画策定委員会（第1回局内）	総合計画策定方針（素案）の作成
H25.9.11	総合計画策定委員会（第2回局内）	
H25.9.19	総合計画策定委員会（第3回局内）	
H25.10.3	総合計画策定委員会（第1回全体）	
H25.11.18 ～ H25.11.21	総合計画策定委員会（書面） （第2回全体）	総合計画策定方針（素案）の確認
H25.11.22 ～ H25.11.26	消防局調整会議（書面）	総合計画策定方針（素案）の承認
H25.11.28	企画調整委員会	総合計画策定方針（素案）の承認
H25.12.2	消防局長決裁	総合計画策定方針の決定
H25.12.4	総合計画策定委員会（第4回局内）	総合計画基本計画（素案）の作成
H25.12.20	総合計画策定委員会（第5回局内）	
H26.1.10	総合計画策定委員会（第6回局内）	
H26.1.31	消防組合議会（全員協議会）	総合計画策定方針の報告
H26.2.18	総合計画策定委員会（第3回全体）	総合計画基本計画（素案）の作成
H26.3.20	総合計画策定委員会（第4回全体）	
H26.3.27	消防局調整会議	総合計画基本計画（素案）の承認
H26.5.8	総合計画策定委員会（第7回局内）	分野別グループ編成の協議
H26.5.21	企画調整委員会	総合計画基本計画（素案）の承認
H26.5.22	消防局幹部会議	総合計画基本計画（素案）の承認
H26.6.12	総合計画策定委員会（第8回局内）	総合計画基本計画（素案）に掲げる個別分野計画の作成
H26.7.1～ H26.7.14	総合計画基本計画（素案） パブリックコメント手続実施	市民等からの意見なし
H26.7.25	消防組合議会（全員協議会）	総合計画基本計画（素案）の報告
H26.8.22	総合計画策定委員会（第9回局内）	総合計画基本計画（案）の作成
H26.10.15	総合計画策定委員会（第10回局内）	
H26.10.29	総合計画策定委員会（第11回局内）	
H26.11.13	総合計画策定委員会（第5回全体）	
H26.11.13 ～ H26.11.20	総合計画策定委員会（書面） （第6回全体）	総合計画基本計画（案）の確認

年月日	会議・委員会等	内 容
H26.12.10	消防局調整会議	総合計画基本計画（案）の承認
H26.12.19	企画調整委員会	総合計画基本計画（案）の承認
H26.12.25	消防局幹部会議	総合計画基本計画（案）の承認
H27.1.6～ H27.1.14	正副管理者	総合計画基本計画（案）の決裁
H27.2.2	消防組合議会（全員協議会）	総合計画基本計画の報告
R1.4.23	総合計画検証会議（1回目）	総合計画後期基本計画（素案）の作成
R1.6.7	総合計画検証会議（2回目）	
R1.12.17	消防局調整会議	総合計画後期基本計画（素案）の承認
R2.1.15	企画調整委員会	総合計画後期基本計画（素案）の承認
R2.2.21	消防局幹部会議	総合計画後期基本計画（案）の承認
R2.3.23～ R2.3.27	正副管理者	総合計画後期基本計画（案）の決裁
R2.5	消防組合議会（全員協議会）	総合計画後期基本計画の報告

※ 総合計画策定委員会（局内）は、消防職員のみで策定委員会を開催したものです。

※ 総合計画検証会議は、消防局各課（指令第1課、指令第2課及び指令第3課を除く。）及び消防署の消防管理課及び予防指導課の職員のみで検証会議を開催したものです。

第 1 次埼玉西部消防組合総合計画 (2015～2024)

平成 27 年 4 月 1 日発行

令和 2 年 4 月 1 日改定（後期基本計画）

発行・編集 埼玉西部消防局 企画総務部企画財政課

〒359-1118 所沢市けやき台一丁目13番地の11

電話 : 04 (2929) 9132

FAX : 04 (2929) 9127

E-mail : kikaku@saisei119.jp



守れ 我がまち 地域に確かな安心を！
第 1 次 埼 玉 西 部 消 防 組 合
総 合 計 画 後 期 基 本 計 画